

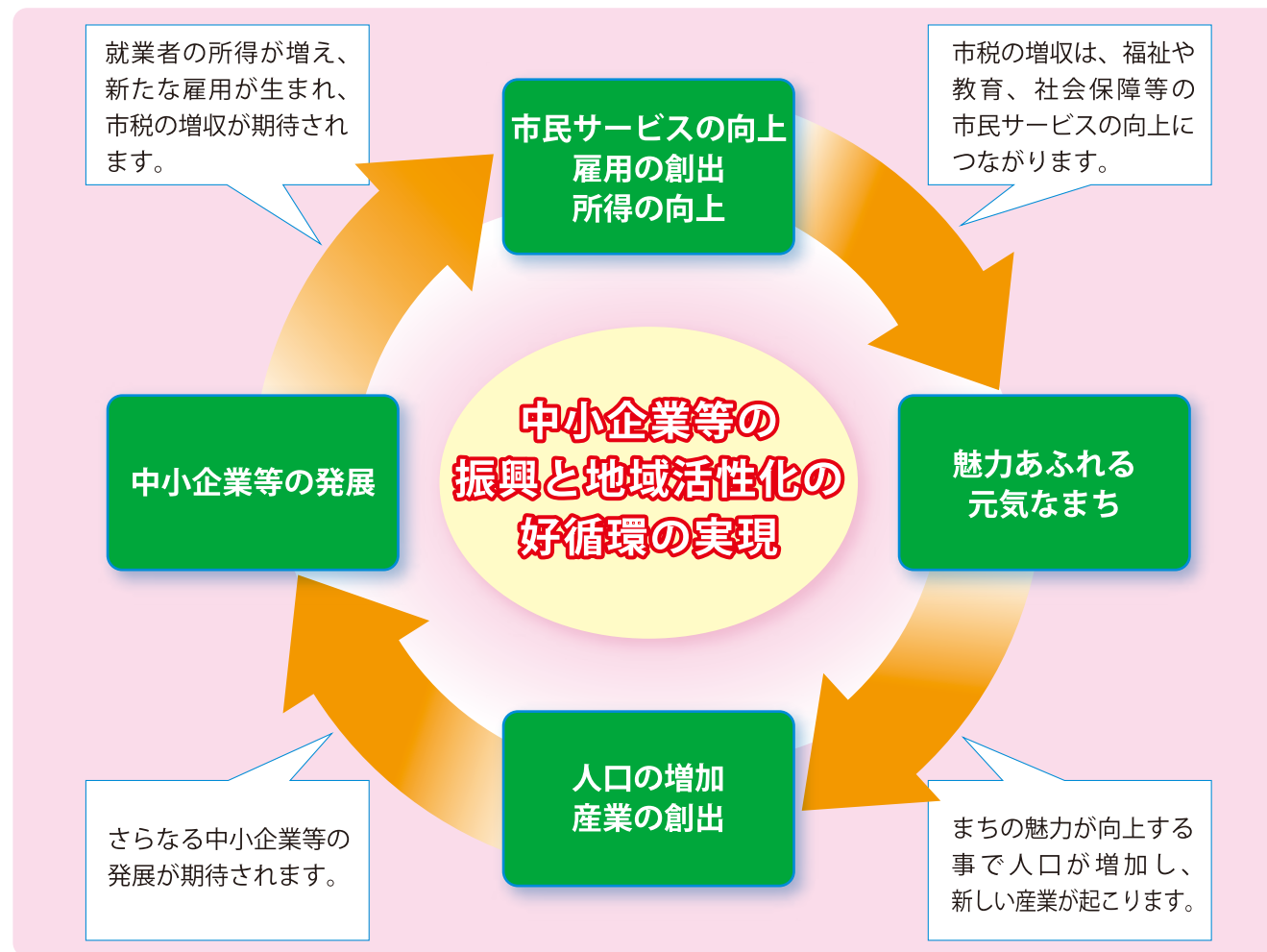
① 浦添市中小企業・小規模企業振興基本条例とは？

地域経済や雇用を支える中小企業等の振興に関する基本事項を定め、関係者が協働して中小企業等の振興を図り、地域経済の発展及び活性化に取り組むことを目的とした理念条例です。

② 条例制定の必要性

本市の事業所の大多数が中小企業等であり、雇用の創出や地域経済活動を牽引する存在として本市の発展に貢献してきました。

しかし、近年、経済のグローバル化や人口減少社会の到来などの急速な社会情勢の変化により、中小企業等を取り巻く環境が一層厳しくなっているため、これまで以上に市、事業者、市民、関係団体等との連携を強化し、中小企業等の振興施策を推進していくために、本条例を制定しました。



③ 条例の目的及び特色

中小企業等の振興の目的や基本方針、基本的施策を明確にし、まちづくりの計画や施策に反映し、中小企業等に対してこれまで以上に効果的な支援を行います。

1. 市、中小企業等、市民、各関係団体の役割を明確にすることで地域全体がひとつになり、浦添市の中小企業等の振興及び地域経済発展に取り組むことが期待されます。
2. 「人材育成」「地域資源の利活用」「商店街の振興」「市内事業者の受注機会の増大」といった、浦添市の地域特性を考慮した施策を盛り込んでいます。
3. 浦添市中小企業・小規模企業振興会議を設置することにより、事業者のニーズを把握し、より施策立案に反映することが期待できます。

浦添市中小企業・小規模企業振興基本条例の基本的施策

☆この条例は、市のみが行う施策の規定ではなく関係者全体の共通認識としています☆

創業の促進・経営基盤の強化・資金調達の円滑化

新たな事業活動の支援、人材確保や育成、設備及び技術、資金調達等、経営基盤の強化や円滑化支援に取り組めます。



著しい変化へ適応できるよう円滑化

事業承継や経営革新の円滑化等、あらゆる変化に適応する施策を講じます。



雇用の促進及び就労関係の改善等への支援

従業員の福利の向上、企業人材の育成及び雇用の確保に取り組めます。



市内消費の拡大・商店街の振興

市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等において、市内業者優先発注や受注機会の増大に努めます。また、市民の皆様にも消費者として市産品及び市内で提供される商業サービスや地域資源の利活用することにより、新たな産業や観光サービスの創出、商店街の更なる振興を図ります。



販路拡大・情報発信

販路拡大の支援や情報発信の機会の創出を推進します。



ものづくりの振興・第一次産業との連携促進

第一次産業の六次産業化や市の特産品開発、地産地消による地域経済の活性化を図ります。



中小企業等振興の推進体系

